

## 平成 30 年度筑紫野市緊急経済対策事業住宅改修工事等補助金交付要綱

(平成 30 年 3 月 27 日要綱第 10 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、平成 30 年度の緊急地域経済対策の一環として、地域経済及び市民生活の安定向上を図るため、市民が市内の施工業者によって住宅改修工事等を行う場合に、予算の範囲内において経費の一部を補助金として交付するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 自己の居住の用に供する建築物で、市内に存するものをいう。
- (2) 併用住宅 一つの建築物に個人住宅部分及び店舗又は事務所の部分があり、それが一体として利用される建築物で市内に存するものをいう。
- (3) 住宅改修工事等 住宅改修工事又は耐震改修工事をいう。
- (4) 住宅改修工事 建築物の維持及び機能向上を目的として行う当該建築物の構造部分及び付帯構造物の修繕工事又は改修工事で、別表中住宅改修工事に掲げるものをいう。
- (5) 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満である木造戸建て住宅について、建物全体又は 1 階部分の上部構造評点が 1.0 以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計(工事管理を含む。)で、別表中耐震改修工事に掲げるものをいう。
- (6) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法の基準に基づき、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 1 項に規定する建築士が建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (7) 施工業者 筑紫野市内に事業所を有する個人事業主又は市内に本店若しくは支店を有する法人をいう。

(補助の対象者)

第 3 条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 筑紫野市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 補助の対象となる住宅の所有者(同一世帯で生計を一とする世帯主を含む。)であって、かつ、当該住宅に現に居住していること。
- (3) 補助の対象となる住宅の所有者及び同一世帯に属する者全員が、市税の滞納がないこと。
- (4) 旧筑紫野市緊急経済対策事業住宅改修工事補助金交付要綱(平成 22 年筑紫野市要綱第 7 号)、平成 23 年度筑紫野市緊急経済対策事業住宅改修工事補助金交付要綱(平成 23 年筑紫野市要綱第 25 号)、平成 24 年度筑紫野市緊急経済対策事業住宅改修工事補助金交付要綱(平成 24 年筑紫野市要綱第 14 号)、平成 25 年度筑紫野市緊急経済対策事業住宅改修工事補助金交付要綱(平成 25 年筑紫野市要綱第 18 号)、平成 26 年度筑紫野市緊急経済対策事業住宅改修工事補助金交付要綱(平成 26 年筑紫野市要綱第 13 号)、平成 27 年度筑紫野市緊急経済対策事業住宅改修工事等補助金交付要綱(平成 27 年筑紫野市要綱第 7 号)、平成 28 年度筑紫野市緊急経済対策事業住宅改修工事等補助金交付要綱(平成 28 年筑紫野市要綱第 17 号)、平成 29 年度筑紫野市緊急経済対策事業住宅改修工事等補助金交付要綱(平成 29 年筑紫野市要綱第 18 号)及びこの要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員と密接な関係を有する者
  - ア 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - イ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - ウ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
  - エ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(補助対象となる住宅及び工事)

第 4 条 補助の対象となる住宅は、個人住宅又は併用住宅とする。

2 耐震改修工事については、市内に存する木造住宅(在来軸組工法、伝統的工法及び枠組壁工法(ツーバイフォー工法)により建築された木造の一戸建ての住宅で、また、店舗等の用途を兼ねるものについては、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものをいう。)で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築又は工事に着手したもの
- (2) 地階を除く階数が2以下のもの
- (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)及び関係法令の規定に違反していないもの

3 補助の対象となる工事は、補助金の交付決定後に着手し、当該年度の3月31日までに第11条に定める請求書の提出ができ、前2項に規定する住宅に係る施工業者によるものとする。ただし、耐震改修工事を除いては、自己の居住の用に供する部分に限る。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、この額を切り捨てた後の額とする。

当該工事に要する費用の合計額(消費税等を除く。)	補助金の額
100,000円以上	住宅改修工事は、当該工事に要する費用の合計額(消費税等を除く。)に100分の10を乗じて得た額(当該額が100,000円を超えるときは100,000円)
	耐震改修工事は、当該工事に要する費用の合計額(消費税を除外。)に100分の60を乗じて得た額(当該額が600,000円を超えるときは600,000円)

(他の補助制度との併用の取扱い)

第6条 この要綱による補助金は、市が実施している他の住宅改修補助制度と併用して利用することができる。この場合において、他の住宅改修に係る補助金規則等を優先し、当該規則等に規定する受益者負担額及び補助金の額を除いた工事の金額について前条の規定を適用する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住宅改修工事等の着手前に筑紫野市緊急経済対策事業住宅改修工事等補助金交付申請書(様

式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。ただし、住宅改修工事と耐震改修工事のいずれか一工事のみとする。

- (1) 申請者の住民票の写し(世帯全員記載のもの)
  - (2) 個人住宅又は併用住宅に関する登記事項証明書、固定資産評価証明書又は売買契約書の写し等所有者を明らかにする書類
  - (3) 世帯全員の市税の滞納がない証明
  - (4) 工事見積書の写し
  - (5) 工事設計書(図面を含む。)
  - (6) 耐震診断の結果がわかる書類の写し(耐震改修工事をするときに限る。)
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、審査の上、補助金交付の可否を決定し、筑紫野市緊急経済対策事業住宅改修工事等補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定について、条件を付することができる。

(変更の申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、工事内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ筑紫野市緊急経済対策事業住宅改修工事等補助金交付変更申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請をするものとする。

- (1) 変更後の工事見積書の写し
- (2) 変更後の工事設計書(図面を含む。)

(補助金の額の変更決定)

第10条 市長は、前条に規定する変更申請があったときは、審査の上、筑紫野市緊急経済対策事業住宅改修工事等補助金交付変更承認・不承認決定通知書(様式第4号)により当該変更した申請者に通知するものとする。

(工事完了届及び補助金の請求)

第11条 第8条又は前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、住宅改修工事等完了後、筑紫野市緊急経済対策事業住宅改修工事等完了届(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に請求するものとする。

- (1) 筑紫野市緊急経済対策事業住宅改修工事等完了証明書(様式第6号)
- (2) 当該改修工事代金支払領収書の写し
- (3) 施工管理写真(施工前、施工中及び施工後)
- (4) 筑紫野市緊急経済対策事業住宅改修工事等補助金請求書(様式第7号)  
(現地調査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助の対象となった住宅改修工事等について現地調査を行うことができる。

(補助金の交付)

第13条 市長は、第11条の規定による補助金の請求があったときは、審査の上、交付すべき補助金の額を確定して交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消さなければならない。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) その他市長が補助金の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の一部又は全部を返還させなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年5月7日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年5月31日限り、その効力を失う。

別表(第2条関係)

工事種別		工事内容
住宅改修工事	バリアフリー改修工事	(1) 玄関又はアプローチの段差の解消 (2) 階段、廊下、浴室又はトイレの手すりの設置 (3) 車椅子で利用できる出入口又はトイレの改善 (4) 廊下又は浴室の床の滑りにくい床材への変更 (5) その他これらに類する工事
	省エネ化改修工事	(1) 窓等の開口部の二重サッシ又はペアガラスへの変更 (2) 壁、床、天井等への断熱材の設置 (3) その他これらに類する工事
	耐震補強工事	(1) 基礎部分の補強 (2) 壁の増設 (3) 筋かい、構造用合板等による壁の補強 (4) 柱とはり、土台と柱、筋かいとはり等の金物による固定の強化 (5) その他これらに類する工事
	耐久性改修工事	(1) 屋根のふき替え (2) 屋根及び外壁の塗装 (3) 壁、床及び天井の改修 (4) 玄関等出入口の改修 (5) 建具(襖、障子、畳等)の改修 (6) その他これらに類する工事(浴槽、洗面台、便器及びキッチンの取替工事は除く。) (7) (1)～(6)に付随して行う外構工事(倉庫、車庫、門扉、塀の改修等)
耐震改修工事	耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅について建物全体又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計(工事管理を含む。) (1) 基礎部分の補強 (2) 壁の増設 (3) 筋かい、構造用合板等による壁の補強 (4) 柱とはり、土台と柱、筋かいとはり等の金物による固定の強化 (5) その他これらに類する工事	